



| | |
|--------------|---|
| Title | シャンパニュの大市、その成立過程と内部組織：序説的概観 |
| Author(s) | 大黒, 俊二 |
| Citation | 待兼山論叢. 史学篇. 1980, 13, p. 25-47 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/48019 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

シャンパニユの大市、その成立過程と内部組織

序説的概観

大 黒 俊

一一

一 はじめに

中世遠隔地商業において、いわゆる「大市nundinae, feriae, foire, fair, Messe」のはたした枢要な役割については、すでにひらく知られるところである。一般に大市の属性としてあげられるのは、第一に、年に一回ないしは数回の頻度で開かれ——そのため「年市」、「歳市」と訳されることもある——、一回の開催期間は数日から数十日にわたること、第二に、取引される商品としては、毛織物、胡椒や香料などの東方物産、皮革類等の奢侈品が中心を占めること、したがつて第三に、これらの商品の取引に来集する商人は大規模遠隔地商業に従事する職業的商人であり、市場での取引はこれら職業的商人間の卸取引であること、およそ以上の二点である。いずれの点においても大市は、地方的小商業の中心地であり、小売取引を中心とした「週市mercatum, forum, marché, market, Markt」とは明らかに区別されねばならない。⁽¹⁾

これまでのわが国の西洋中世史研究においては、こうした大市は、都市史に対する早くからの関心にもかかわらず

ず、ほとんど研究者の注目をひくことがなかつた。このことは、とくに都市成立論をめぐつて中世遠隔地商業によせられた関心の大きさを考えてみると、いささか奇異な感をあたえる。というのも一二世紀以降の陸上遠隔地商業を問題とするかぎり、大市は、主要な商業交易の中心地としても、また種々の商業技術や市場法の発祥の地としても、これをさけて通ることができない重要な意義を有してはいるからである。大市は、中世都市史・商業史研究者によつても、いま少し考察の対象とされてよいと思われる。近年こうした事情は徐々に改善されつつあり、大市を扱つた文献も一、二あらわれてきてしまつてはいる。⁽²⁾ とはいへ、大市に関する具体的な認識はなお十分とはいえないのが現状であろう。

本稿では、こうした研究史上的欠をいくぶんなりとも補う意味をこめて、例を中世ヨーロッパにおける最大の大市であった「シャンパーニュ」の大市 *les foires de Champagne* にとり、その成立過程と内部組織のあらましを見てみることにしたい。一二世紀から一四世紀にかけてシャンパーニュ伯領内の四都市（ラニー-Lagny、プロヴアンProvins、トロワ-Troyes、バール・シユル・オーブBar-sur-Aube）で開かれたこの大市には、当時の西欧世界のほとんど全地域から商人が来集して取引に従事し、その有様はせながら「中世の世界経済」(F·レーリヒ) の中心地の「」と見をしていたといわれる。だがこれら大市に流れこむ多様な商業の流れのなかでもその中心をなしたのは、いうまでもなく、フランドルを中心とする北西ヨーロッパと北イタリアという、中世における一大経済先進地帯を結びつける商業——南北商業——であつた。このことはたとえば、毛織物と地中海（東方）物産という、南北商業における二大商品の取引にとくに有利に構成されたこの大市の内部組織を一瞥しただけでも明らかであろう。まことに南北商業こそは、この大市の存立をそそぐ、繁栄の基礎をあたえる「生命線」であった。要するにシャン

パニュの大市は、その機能を一言でいうなら、一二世紀から一四世紀にかけて、南北商業の大動脈を中心としつつ、全ヨーロッパからの商業の流れがそこに集束しそこから発散するところの商業的中継地點・調節機関として作用していた、と総括できるだろう。

その他の点でもこの大市は、手形による信用取引や運輸・通信といったさまざまな商業技術の搖籃の地として、またそこで発達してきた特異な商業組織や市場法が後の多くの大市に範を提供した点においても、中世経済史に関心をよせる者のかぎりない興味の対象となるのである。

このようにシャンパニュの大市が中世経済史において提供する問題は多岐にわたり、それにあわせてさまざまな研究視角を立てることが可能であるが、本稿ではさしあたり、この大市の成立過程と内部組織に主題を限定して論ずることにしたい。その理由は、ひとつには紙幅の都合もあるが、さらには筆者が次稿に予定している、この大市を中心に展開された南北商業における商品・貨幣流通の構造解明の作業のための導入部としての意義を、本稿にもたせたいと思うからである。

なお本稿は、フランスを主とする欧米の学界のこれまでの研究成果を摂取してまとめあげた「概観」にすぎず、史料の詳密な検討にもどづく「実証的研究」ではないことを、あらかじめおことわりしておかねばならない。⁽³⁾副題に「序説的概観」と称する所以である。

二 成立過程

通常いうところのシャンパニュの大市とは、後述するように四つの大市都市と六つの大市からなるひとつの有

機的統一体をもし、これは一二世紀を経過するうちに徐々に形成され、世紀末にいたって一応の完成をみたものである。一一世紀以前にもシャンパニュ地方に大市の存在したのは確かであるが、それらはいまだこうした有機的統一体を構成しておらず、その意味でいへば便宜上「シャンパニュにおける大市」とよんで前者と区別しておくことにしたい。

これら一一世紀までのシャンパニュにおける大市について、われわれの知りうる限りには少ない。わずかばかりの断片的史料から窺いるのはおよそ以下のような事柄である。この大市に関する最古の言及は、かつてはF・ブルクロによつて五世紀のシードニーウス・アポリナーリス Sidonius Apollinaris の書簡にまでさかのぼるとされたが、最近の研究はこの見解をほぼ完全に否定している。⁽⁴⁾ M・ビュールの新しい研究によれば、直接大市にふれた史料としては、九六三年、シャーロン・シユル・マルヌ Châlon-sur-Marne 郊外で開かれた大市について語つたフロドアール Flodoard の「年代記 Annales」が最も古いものとされる。⁽⁵⁾ 大市の存在を推測させる間接的証言はさらに一世紀近くさかのほつてもとめることができるが、いずれにせよ、シャンパニュにおける大市の存在を、九世紀以前について証すことは困難なようである。大市に関する史料が漸増してくるのは十世紀後半以降であり、この時期には先のシャーロンにつづいてノロワの大市が出現する。やがて一一世紀に入ると、これらのほかにプロヴァン、ラニー等の大市が姿をあらわし、バール・シユル・オーブ、セザンヌ Sézanne、ルベー・サン・ブリー Rebais-en-Brie、エペルネ Epernay 等の大市については、その存在は一一世紀以来予測されるものの、史料によってその存在が確認できるのは一二世紀に入つてからのことにはすぎない。これら十・一一世紀の大市の具体的活動については、先にも述べたような史料の稀少、断片的性格のために詳しいことはわからない。だが後の、とくに

一二世紀後半以降の「シャンパニュの大市」との対比においてそれらをみると、両者の間には明らかに識別しうる二つの大きな相異点がある。ひとつは、先にもふれた通り、四つの大市都市と六つの大市からなる有機的統一体の有無であり、他のひとつは、「シャンパニュにおける大市」の地方的小市場としての性格に対する、「シャンパニュの大市」の国際的大市場としての性格という対照である。「シャンパニュにおける大市」が、一二世紀を経過するうちに整理統合され、地方的小市場から国際的大市場へと脱皮してゆく過程こそが、ほかならぬ「シャンパニュの大市」の成立過程であった。以下ではこの移行過程についていま少し詳しくみておくことにしたい。まず第一の点、大市の組織化について。一一・一二世紀の交のころまで統制もなく各地に乱立氣味であった諸大市を整理統合して一個の統一体にまでまとめあげる作業は、歴代のシャンパニュ伯の政策的意図に発するものであつた。一二世紀のはじめころより次第に活発化の様相を示しはじめた南北商業の流れを前にして、シャンパニュ伯は、この流れをとらえて商業交易の中心地を自領内に固定化し、もつて伯領の商業的繁栄、自己の財源の潤沢化を意図したのである。そのためには伯のとつた政策が、それまで無秩序に乱立していた大市を統合してこれに一定の秩序をあたえ、大市を訪れる商人の便宜を図ろうというものであつた。

こうした大市組織化政策は、一二世紀末の伯エチエンヌ・アンリ Etienne-Henri (在位一〇八八／八九—一二〇一年) にはじまり、チボー一世 Thibaud II (在位一一五—一一五一年)、アンリ一世 鷹揚伯 Henri I le Liberal (在位一一五—一一八一年) の時代にもつとも積極的な展開をみせる。その具体的施策としてはまず第一にあげられるのが新しい大市の開設である。周知の通り、中世にあつては大市（市場）開設権は、皇帝・国王・大諸侯等の上級権力者にのみ属する高権レガリアの一つであった。^{レガリア}この権利にもとづき、チボー一世は一一三〇年代、プロヴ

アンに「五月の大市 la foire de mai」を創設⁽⁷⁾、またすたれて久しかつた「サン・マルタンの大市 la foire de Saint-Martin」をかつての通り再建した。⁽⁸⁾一番目として伯は、既存の大市の開催地を強制的に移動させた。たとえばルベー・ザン・ブリーの大市は一一九年以前にセザンヌへ、エペルネーの大市は一二〇〇年代前半にトロワへ、それぞれ伯の命にもとづいて移された。⁽⁹⁾以上二つの施策からは、シャンパニユ地方南西部に商業中心地を固定化しようとする伯の意図が窺われる点に注目したい（図一参照）。さらに第三番目として伯は、大市の開催時期や期間の限定、また都市内部の市場開催地の指定にも意を注いでいる。一一五四年アンリ鷹揚伯がラニーのサン・ピエール Saint-Pierre 修道院に授与した特許状からは、ラニーの大市の開催期間に伯自身大きな関心をいだいていたことが知られる。⁽¹⁰⁾またチボー二世は一一三七年プロヴァン市民にあたえた特許状のなかで、上述サン・マルタンの大市の開催地域を二〇まかに規定している。⁽¹¹⁾この一一三七年の特許状は、ほかにも市場税のうちの伯の取り分や、アラス Arras やフランドルからの外来商人の逗留場所についても詳細に規定しており、大市に対する伯の並々ならぬ関心を窺わせてくれる点で興味ぶかいものである。最後に伯は、このように大市を組織化して商取引の便を図る一方で、大市に往来する商人たちの安全を保障するための独特的の組織を発達させ、司法・治安の面で商人を保護する努力も怠らなかつた。そうした組織・制度として注目されるのが「護送 conduit, conductus」と「大市守護 les gardes des foires, custodes mundinarum」である。「護送」とは、大市に往来する商人の身の安全を伯の配下にある護衛兵によつて保障する制であり、その性格から判断して、これも高権の一つであつた護送権 Geleitstregal の発達した形態とみることができる。⁽¹²⁾護送制の保護下におかれる範囲は、当初はシャンパニユ伯領内にかぎられていたが、一二世紀中葉以降は伯領外にも拡大されるにいたつた。伯は自己の護衛兵を隊商に随行させて安全を保障す



図I シャンパニュ地方の都市と交通路（12世紀前半）
(M. Bur, *La formation du comté de Champagne*, p. 302.)

るとともに、商人が何らかの危害を蒙った場合にはみずから率先して犯人の追求、盗品の返還にあたり、さらにその事件が自領外で生じたときには当地の権力者に厳しく損害賠償をもとめた。たとえば一一四八年、大市に赴く途 中王道上でサンス Sens 副伯の息子による掠奪の被害を蒙ったヴェズレー Vézelay の商人のために、チボ一二世は 摂政シユジエール Suger にてて抗議の書簡を送りつけている。⁽¹³⁾ こうした厳格な護送制が、大市の繁栄を招来した 一つの重要な要因となつたのは疑いない。この護送制は一二世紀においては直接伯の指揮するところであつたが、 一二世紀に入るとやがて大市守護の職務に吸収されることになる。「大市守護」とは、伯の命をうけて大市の管理・ 運営、司法・治安の全般にかかる業務を管掌した役人をさし、いわば司法・行政面での大市の活動を象徴的に体 現する役人である。この「大市守護」については次章でやや詳しくふれる予定である。

以上みてきたように歴代のシャンパニユ伯は、新しく大市を創設し、あるいは開催地を移動させ、開催期間や 地域を指定・限定し、また「護送」や「大市守護」の制を通じて大市に来集する商人の保護に腐心した。多方面に わたるこれらの大市政策から一貫して読み取れるのは、乱立する大市を一個の整備された統一体にまでまとめあげ、 商人のための秩序ある取引地をシャンパニユ 地方南西部につくりあげようとする伯の明らかな意図である。「シ ャンパニユの大市」成立の第一の因は、歴代の伯のこのような一貫した政策的意図に帰されねばならない。こうし た伯の政策と、また大市相互間の対立・競合によるいくつかの大市の消長を経て、おそらくとも一二世紀末には、四 つの大市で継起的に開かれる六つの大市が一年のほぼ全体をカバーするという、「シャンパニユの大市」の基本 的な枠組が完成した。その具体的な内部組織は次章で詳しくみる通りである。

さてしかし、こうした伯の大市政策が功を奏してこの後シャンパニユの大市が国際遠隔地商業の中心地となり

えたのは、他面からみれば、一二世紀初頭以来南北商業の流れが徐々に伯領内に浸透しつつあつたからであつた。

むしろ伯は、こうした初期南北商業の流れに刺激されて大市の組織化に着手したものとみるべきであろう。勃興しつつある南北商業が伯の大市政策と出会い、双方が互いに刺激しあい助けあつて成立したのが「シャンパニユの大市」であつたといえよう。この点でシャンパニユ伯領が、南北の行路の中間点、主要交通路網の集束地点に位置するという地理的好条件に恵まれていた点は、ここで強調しておかなければならぬ。⁽¹⁵⁾ 伯の政策とならんでこうした地理的好条件が大市の成功に幸いしたことは、R·H·ボーチエの反論にもかかわらず、やはり動かしがたい事実である。

こうした南北商業の活発化、それにともなう大市の国際化のきざしは、一二世紀前半以来明らかにみてとれる。その第一のあらわれは、この大市に来集する商人の性格の変化にみることができる。一二世紀のはじめころまでシャンパニユにおける大市は、都市民と近隣農民が日常消費物資の取引に従事する地方的小市場の域を出なかつたが、一二三〇年代以降になると遠隔地出身の外来商人の姿を認めうるようになる。すでに述べたように一一三七年伯チボー一世がプロヴァンのサン・マルタンの大市に関してあたえた特許状のなかで、アラスとフランドルの商人は、みずから商品とともに市内のある街区に逗留してよい旨認められている。⁽¹⁶⁾ この史料は、シャンパニユにおける大市に関してはじめて、その地方的小市場から国際的大市場への脱皮の様を証してくれる点で貴重であるのみならず、アラス商人をフランドル商人と区別して特記することにより、その指導的地位をきわだたせている点でも興味ぶかいものである。R·L·レイノルズがジエノヴァの公証人文書を用いて論証したように、アラス商人は初期の南北商業の主要な担い手であつたからである。⁽¹⁸⁾ この後大市の国際化を証する史料は次第に増加してゆく。一

四一年には、おなじチボ一二世の授与した確認状によつて、プロヴァンの救貧院「*Hôtel-Dieu*」は、同市の五月の大市に来集する外来商人のために宿泊所を提供する権利を獲得している。⁽¹⁹⁾ また一一六四年アンリ鷹揚伯のあたえた特許状からは、この当時トロワの二つの大市で、エダン Hesdin とウール Eu の商人が毛織物を販売していたことが知られる。⁽²⁰⁾ この両都市はいずれも北仏の小都市で、毛織物生産地としては二流以下であつたが、そうした小都市でも當時すでに毛織物商業によつての大市と何らかのつながりを有してゐたことになる。とすれば他の大毛織物生産都市、たとえばドゥーエ Douai やガン Gand についても、当然、同様の事情が推測されるだろう。⁽²¹⁾ にはすでに、北西欧産毛織物をもつてその最重要取引商品とする、後のシャンパニユの大市の特徴があらわれている点に注意したい。そのほか、当時フランスとフランドルの交易路の中程に位置していたバポーム Bapaume の通行税徵集所の記録が、一二世紀中葉におけるフランス——フランドル間の交易稠密化の様を示してゐるのも、大市の国際化を測るひとつの中標として注目にあたいしよう。⁽²²⁾

こうした南北商業の活発化と大市の国際化の事実は、さらに南に下つて同時代のジェノヴァにおいても認めることができる。H・アンマンが一二世紀中頃のジェノヴァの公証人ジョヴァンニ・スクリーバ Giovanni Scriba の公証人文書から確認したところによると、当時すでに北西欧産毛織物はジェノヴァにまで達している。⁽²³⁾ 確証はないがこれらの毛織物は、シャンパニユの大市を介して持ち来られたものとみてよいと思われる。というのも、やや時代を下つて一二世紀末の別の公証人グリエルモ・カッシネーゼ Guglielmo Cassinese の文書⁽²⁴⁾に明らかのように、当時北西欧産毛織物は、その大部分が大市を経てジェノヴァに到達しているからである。ちなみにこのカッシネーの文書は、ほかにも大市に関する直接的証言を数多く含んでいる点で貴重である。それらによると一二世紀末の

時点で大市の組織化はすでに完了し、四つの大市都市と六つの大市からなる大市組織が確固として成立しているのがみてとれるのである。

このようにして一二世紀を経過するうちに伯領内の大市は整理統合されて「シャンパニユにおける大市」は「シャンパニユの大市」となり、同時に一一世紀までの地方的小市場は国際的大市場へと変質をとげた。この後一四世紀前半にいたるまで、シャンパニユの大市は「中世の世界経済」中心地として、またとりわけ南北商業の調節機関として中世経済界に重きをなすことになる。それではこうして成立したシャンパニユの大市は、具体的にはどのような内部組織を有していたのか。次にはそれをみてゆくことにしたい。

三 内部構造

シャンパニユの大市の内部組織は、一九世紀中葉のF・ブルクロ以来、古くから論議的となつてきただところでありながら、にもかかわらず今日にいたるまで研究者の間に意見の一一致をみていない。その理由は結局、P・ユヴランをして「まさしく歴史上の謎」⁽²⁵⁾とまで嘆かせた史料の証言の曖昧模糊、相互矛盾に由来するもので、実際、残された史料から異論の余地のない大市像を再構成するのはきわめて困難である。以下では、煩雑をきわめるこれらの議論に深入りするのはさけおき、これまでの研究成果を比較検討した上で、比較的穩當と思われる大市像を簡潔に示すにとどめたい。

大市の内部組織は、大きくみて商業組織と司法・行政組織の二つに分かたれる。ここではまず前者からみてゆくことにしたい。⁽²⁶⁾

シャンペニユの大市は、先にも述べたように、ラニー、プロヴァン、トロワ、バール・シュル・オーブの四都市を舞台として開かれ、この四都市でわずかの時日をおいて次々に開かれる六つの大市が、一年のほぼ全体をおおうしくみになっていた。つまりシャンペニユ地方では、一年を通じてほとんどねにどこかで大市が開かれていたことになる。それぞれの大市は、開かれる時期により、場所により、また開催地にゆかりのふかい聖人の名にちなんで、さまざま個性的な名でよばれた。⁽²⁾ いま各大市の名称、開催地と開始日を一覧にして示すなら表Iの通りである。

さらに各大市の内部は、取引や業務の種類に応じて、いくつかの販売期間、業務期間に分割されていた。いわゆる、これを史料中の表現にしたがつて「大市分割 la devision des foires」⁽³⁾ やもんやおく」といしよう。まず各大市の冒頭には、七日からなる「入市 antree, intrata 期間」が設けられていた。この入市期間についても、これを大市開催都市への入市税免除の期間とみる解釈、それを否定する解釈があつて論者の間で意見の一一致をみないが、二点ほど確かなのは、この期間には本来の商取引はおこなわれず、もっぱらこれ以後の取引に向けて商品の搬入や露店の設営などの準備にあてられた期間であること、およびこの期間以降、商人たちは後述する「大市平和」の保護のもとにおかれしたこと、である。入市期間につづいて十日間の「毛織物販売期間」がはじまる。この期間には、北西欧諸都市産の多種多様な毛織物を中心として、ほかに西南ドイツ産の亜麻布なども売

表I 各大市の名称、開催地と開始日

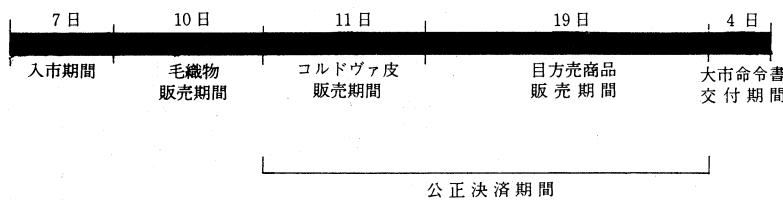
| 大市の名称 | 開催地 | 開始日 |
|-------------------------|-------------|---------|
| ラニーの大市 | ラニー | 1月 |
| バール・シュル・オーブの大市 | バール・シュル・オーブ | 2月～3月 |
| 五月の大市 | プロヴァン | 4月～5月 |
| サン・ジャン Saint-Jean の大市 | トロワ | 7月または8月 |
| サン・ティユル Saint-Ayoul の大市 | プロヴァン | 8月 |
| サン・レミ Saint-Rémi の大市 | トロワ | 9月 |

られた。毛織物販売期間最終日の夕刻には、市場役人——おそらくは後述する巡邏兵——が *hare, hare* と呼号しながら市中をめぐり、毛織物取引の終了を告げてまわった。翌日からは一日の日程で「コルドヴァ皮 cordoan 販売期間」がはじまる。コルドヴァ皮とは、元来スペインのコルドヴァ特産の良質の鞣し皮をさす言葉であったが、この当時ではすでに、履物や鞍具の製造に用いられる上質の鞣し皮の一種を意味する商品名と化していた。その主な産地は南欧一帯にわたっているが、ことにピサのものが著名である。この期間にはほかにも、北欧産の毛皮などもふくめて皮製品一般が取引された。コルドヴァ皮販売期間の最後にも *hare* が宣せられた。つづく一九日間は「目方売商品 avoir de pois 販売期間」にあたる。「目方売商品」とは、文字通り秤によつて掛け目で売られる商品をさし、たとえば胡椒、生姜、丁字、肉豆蔻、明礬、砂糖、蘇芳、インディゴ、サフラン、茜、大青などの東方物産、地中海物産がそれにあたる。以上がこの大市における商品販売期間であるが、この大市は他方、貨幣取引や信用取引の中心地、金融市場としても著名であった。大市のこの側面を代表するのが、コルドヴァ皮販売期間、目方売商品販売期間と並行して開かれた「公正決済 droit paitemens, rectum pagamentum, generalis solucio 期間」——または略して「決済 paiemens, pagamentum, solucio 期間」——である。この期間には、当該大市内で、あるいはそれ以前の大市で、もしくはこの大市外の他地でより結ばれたさまざまな債務債権関係にもとづく決済がおこなわれた。逆にまた、以後の大市での、あるいは他地での支払いを約して種々の手形が振り出された。それと同時にこの期間には、手形の交換による債務の相殺 scontration もおこなわれ、萌芽的な形での「手形交換所」の觀さえも呈していたといわれる。大市の全日程は、最後におかれの四日間の「lestre de foire 発行期間」をもつて終了する。この lestre de foire は、かつてはこの大市で作成された手形の一種をさすものと解釈されたこともあるたが——また事

実他の大市の場合はそうした用法もあるが——、その後の研究によつて明らかになつたところでは、債務不履行のまま大市を逃亡した者に対する一種の強制執行命令書である。債権者は大市最後の四日間に、大市衛兵に願い出て、この*lestre de foire*の発行をもとめたのである。ここではこうした語義にもとづいて、一応「大市命令書」と訳しておくことにしたい。この大市命令書についてはまた後に述べる。以上が大市分割の概要であるが、これらをまとめて図示すれば、さしづめ図IIのようになる。これにより、大市ひとつあたりの開催期間は計五一日、という勘定になる。

このように複雑に入り組んだ商業組織を支障なく円滑に運営してゆくためには、当然のこととして、そのための専任の役人が必要であった。また市場における商取引の安全・確実を保障し、大市に往来する商人の身の安全を護ることは、大市繁栄のための必須の条件である。こうした必要にこたえるべく発達してきたのが、すでに述べた「大市守護」の制である。「大市守護」に象徴される司法・行政の制の完備こそは、さきの商業組織とならんで、シャンパニュの大市のもつともいちぢるしい特徴といつてよい。以下では主に司法・治安の面に重点をおきつつ彼らの職務をみてゆくことにしたい。なおこの「大市守護」の表現が史料に初出するのは一一七四年であるが、その職務内容が史料によつて明確化していくのは、一

図II 大市分割



十三世紀中葉以降のことである。したがつて以下に示す職務内容も、もっぱら十三世紀中葉以降のものと理解されたい。

大市守護は通常二名（ときには一名）からなり、伯爵によつて、後にシャンパニユが王領に併合（一二一八五年）されてからは国王によつて、その職に任せられた。まず管理運営面においては大市守護は、種々の下級役人を選任し、彼らを指揮して市場地の整備、商取引の補助、市場税の徴集、文書の作成など大市運営にかかる雑多な業務をとりおこなつた。⁽²⁷⁾ こうした下級役人のなかには「計量師 mesureur, peseur」、「両替商 changeur」、「守衛 porteur」らの名がみえるが、ここではとくに「守護補佐 lieutenant des gardes des foires」と「公証人 notaire」の二つに注目しておきたい。⁽²⁸⁾ 守護補佐は、その名の示す通り大市守護の業務を補佐し、また大市守護の不在中はその職務を代行した役人であるが、彼ら独自の任務としてとくに重要なのが「大市登記簿 registre des foires」の作成と保管であつた。シャンパニユの大市では、先にみた公正決済期間の例に明らかなように、取引はきわめて頻繁に文書化された。これらの文書はすべて「大市組織体の権威において de corpore nundinarum, supra corpus nundinari」⁽²⁹⁾ 作成されたものとしてその真正さ、証明力を大市の公的権威によつて保証され、文書の内容に対する違反——たとえば債務不履行——は、後述するように大市守護の厳しい追求の対象となつた。こうしたさまざまな文書は、守護補佐の監督のもとに（そして最終的には大市守護の責任のもとに）公証人が作成し、それらの原本 brevet せよとめられ大市登記簿とされて、守護補佐の厳重に保管するところとなつた。商人間で取引をめぐつて係争が持ち上がりつたとき、最終的証明力をもつものとして引き合いに出されたのが、これらの文書なのである。こうした証書を作成するために大市専属の公証人が雇い入れられ、その数は多いときには四〇人を数えたといわれる。

ところでの「*la paix des foires*」⁽³⁰⁾とした管理運営面での仕事にもまして大市守護の主要な任務となつたのは、治安維持や裁判関係の活動であつた。多数の商人が一時に商取引にしたがう市場地にあつては、暴力の排除や平和の維持は不可欠の事柄であつたから、そのためにさまざまの措置が講じられたことになつた。たとえば市場外で生じた私怨にもとづく復讐の禁止や、また市場外で犯された罪に関しては市場内では逮捕を免れる、といった市場法の規定がそれである。⁽³⁰⁾ このような商人保護規定は、シャンパニユの大市にかぎらず中世の他の大市にも共通しており、それらは一括して「大市平和 *la paix des foires*」維持のための規定と称される。この大市平和維持のため、シャンパニユの大市で発達してきたのが「巡邏兵 *sergents*」の制である。これらの巡邏兵は、大市守護の指揮のもとに騎馬ないしは徒歩で市場地を巡回して治安の維持にあつた。その数は常時一〇〇名前後、ときには一四〇名の多きにのぼる」ともあつた。彼らに元来は伯の直接指揮下にあつた「護送」業務も、一二世紀になると大市守護がこれをひきつぶし、この巡邏兵を通じておこなうようになった。

こうした治安維持上の権限と対をなすようにして大市守護は、司法・裁判上の権限をも有していた。彼らの主宰する「大市守護裁判所 *le tribunal des gardes des foires*」は、組織の完成度において、依拠する市場法の普遍的・超越的な性格において、また強制執行手段の厳格さにおいて、中世にあつては他に類をみないほど高度に完成されたものである。この裁判所が管轄した訴訟には、大市に往来する商人に対する掠奪行為や暴力行為（「護送」の侵犯）などの刑事事件もふくまれるが、中心をなしたのはやはり、商人間の取引から生じた係争事件、たとえば債務不履行などの民事事件であつた。したがつて以下でも、もっぱら後者に関する訴訟・裁判手続を主にみてゆくことにしたい。⁽³²⁾ 先にもみたように、大市内で「大市組織体の権威において」とり結ばれ、文書化された契約は、その内容の

真正さを大市の公的権威が保証するものであつたから、記載内容に対する違反は大市の公的権威に対する違反とみなされ、大市守護裁判所の管轄に委ねられた。債権者（原告）は、大市最後の四日間に、蒙つた被害を大市守護のもとに訴え出、大市守護はこれをうけてただちに活動を開始した。被告が大市内にある場合、彼はその場で身柄を拘束され財産を差し押さえられたが、大市から逃亡した場合、ないしは大市にあらわれなかつた場合、彼は「逃亡債務者 *fuitif, fugitivus*」の名を宣告されて、大市守護の厳しく追求するところとなつた。大市守護は当該逃亡債務者の所属する当局——多くの場合都市であつた——に対し、即時債務弁済、あるいは財産の没収・売却による弁済、いざれも不可能な場合には当人の身柄の引き渡しを要求する命令書を送りつけた。これが上述の「大市命令書 *lettre de foire, mandamentum nundinarum*」である。⁽³³⁾ 当局が大市命令書の内容に異議を唱えた場合、大市守護は当局に対し、大市守護立ち合いのもとにおける当事者間の「示談 *actendum*」を提議した。この示談で和解が成立した場合、該事件はそれで落着したが、物別れにおわつた場合、もしくは被告不出頭で示談が流れた場合、あるいは当局が最初から大市命令書の内容に耳を貸さなかつた場合、訴訟は続行し、大市守護は二度、三度とかさねて大市命令書を送りつけた。再三にわたる命令書送付にもかかわらず、当局が何らの対応も示さないとき、大市守護は最後の手段として「大市往来禁止令 *la défense des foires*」をちらつかせて当局を威嚇した。「大市往来禁止令」とは、当該逃亡債務者の属する団体（都市や諸侯領）の成員すべてに対して大市への往来を禁止し、もし彼らが誤つて大市にあらわれたときには即時逮捕、財産没収によよぶという厳しいものである。大市往来禁止令は、もし宣告されば商人たちにとつて大きな痛手を意味したため、当局は多くの場合この威嚇に屈して命令書の内容にしたがつた。だがこの禁令は乱用すれば大市の衰退を招きかねなかつたから、大市守護は適用にあたつては慎重を期し、實際に

適用された例はそれほど多くはなかつたようである。

このように大市守護裁判所は、とくにその逃亡債務者に対する強制執行手段の厳格さにおいて、きわだつた特色を示している。大市守護は、本来なら独立した自己と対等の主権を有するはずの当局に対し、犯人の財産差し押えや身柄の引き渡しを要求し、しかも多くの場合それに成功しているのである。こうした大市守護の権力の普遍的・超越的性格は、残されたいくつかの市場慣習法書からも明らかみてとることができる。⁽³⁴⁾ では大市守護はこうした大きな権力をいかなる根拠、実力基盤にもとづいて行使したのか。ここではさしあたり筆者の推測として次の二点を指摘しておきたい。まず第一点としてあげられるのは、この大市が当時の遠隔地商業において有した重要性の度合いである。遠隔地商業に生存の基礎をおく都市の場合、大市往来禁止令の宣告は、場合によつては重大な経済的損失を意味したから、当局も否応なく大市衛兵の命令にしたがわざるをえなかつたとみられるのである。この場合大市往来禁止令は一種の経済制裁手段として用いられたことになり、その効力はそのまま大市の経済的重要性に比例するといえるだろう。もしこの手段が真に効力をもちえたとすれば、それはとりもなおさず大市の経済的重要性を意味することになろう。大市守護の権力は、ひとつには、大市の経済的重要性そのものによつて保証されていたことになる。だが第二点としてわれわれは、彼ら大市守護の背後には、シャンパニュ伯や後にはカペー王権といつた強大な後楯がひかえていたことを忘れてはならない。これらの権力は、直接前面にあらわれてくることはなかつたとはいえ、その隠然たる影響力はやはり無視しえなかつたであろう。以上の二点はしかし、いずれも筆者の推測にすぎず、実証的検討を経たものではない。大市守護の権力の源泉、由来については、いまもつて十分には解明されておらず、われわれの主として依拠したユヴラン、ローラン、ボーチエ等もこの点については満足のゆく解

答をあたえてはいない。この問題は、今後の研究によつてなお解明さるべき多くの点を残しているように思われる。

四 小括と展望

以上みてきたようにシャンパニュの大市は、一二世紀を経過するうちに南北商業の活発化と伯の大市政策に助けられて成立し、一三世紀いっぱいを通じて当時のヨーロッパ世界におけるひとつの、おそらくは最重要的商業中心地としての機能をはたしつづけた。そしてこの大市の内部で発達してきた商業組織、司法・裁判組織は、中世では他に比類なく高度に完成されたものであつた。だがこの大市も、一四世紀前半には次第に下り坂に向かいはじめ、世紀中葉以降はついに眇たる地方市場の地位に転落してしまつた。その原因としては、一四世紀初頭のフランス・フランドル戦争によつてフランドル商人のこの大市への往来が困難になつたこと、国王の財政的圧迫（主に諸税の増加）が次第に過重となつてきたこと、ジブラルタル海峡を経由して北イタリアとフランドルを結ぶ航路が開拓されたこと、あるいはイタリア諸都市の毛織物工業が発展してもはや北からの毛織物供給をあおぐ必要がなくなつたことなどがあげられ⁽³⁵⁾、諸説入り乱れていまだ定説といつたものは確立していない。だがこれらの議論のいずれにも共通しているのは、南北商業の衰退、ないしは南北商業の流れがもはやこの大市を経由しなくなつたことに、大市衰退の原因をみていく点である。そもそも成立の端緒を南北商業に負うシャンパニュの大市は、南北商業によつて繁栄し、南北商業の流れのとだえたとき、その國際遠隔地商業中心地としての使命を了えたのである。この点でも南北商業は、この大市にとつての「生命線」であつた。とすれば次には当然、これほど重要な意義を有した南北商業とこの大市との具体的なかわりの様が問われねばならないだろう。南北商業における商品・貨幣流通の構

造、いの商業に携わる商人の性格、彼らの用いた商業技術、またいれらすぐと大市とのかかわりはいかなるものであつたか。筆者は次稿において、主としてジエノヴァの公証人文書に依拠して、これらの問題をとり扱う予定である。

注

- (1) 中世ヨーロッパの大市について、R. Dubois, *Récueils de la Société Jean Bodin V, 'La Foire'*, Bruxelles, 1953. 所収の諸論文が適切な概観をあたへてゐる。また最近の大市研究書として次のものがよい。¹⁰ J.-F. Berger, *Genève et l'économie européenne de la Renaissance*, Paris, 1963; R. Gascon, *Grand commerce et vie urbaine au XVI^e siècle*, 2 vols., Paris, 1971; H. Dubois, *Les foires de Chalon et le commerce dans la vallée de la Saône à la fin du Moyen Age (vers 1280—vers 1430)*, Paris, 1976.
- (2) 小倉欣一「中世ヨーロッパの大市」『東洋大学経済研究所研究報』(一九七八年)、(一九七九年)、(一九八〇年)、(一九八一年)に詳しく述べてある。清水広一郎氏も、現在『月刊百科』(平凡社)に連載中の「中世イタリア商人の世界」のなかで、この二篇を述べてある。
- (3) ハヤハペー＝ルの「大市」の研究史は古く、九世紀中葉にあたる。文献も豊富である。基本的なものはかねてよく、多くの題の八つの論著がある。¹¹ F. Bourquelot, *Etudes sur les foires de Champagne*, 2 vols., Paris, 1865; P. Huvelin, *Essai historique sur le droit des marchés et des foires*, Paris, 1897; E. Bassermann, *Die Champagnermesssen. Ein Beitrag zur Geschichte des Kredits*, Tübingen und Leipzig, 1911; Ch. Alengry, *Les foires de Champagne. Etude d'histoire économique*, Paris, 1915; H. Laurent, *Un grand commerce d'exportation au Moyen Age. La draperie des Pays-Bas en France et dans les pays méditerranéens (XII^e—XV^e siècle)*, Paris, 1935; E. Chapin, *Les villes de foires de Champagne des origines au début du XIV^e siècle*, Paris, 1937, réimpression, Genève et Paris, 1976; R.-H. Bautier, 'Les foires de Champagne. Recherches sur une évolution

- historique,' in *Recueils de la Société Jean Bodin*, *op. cit.*, pp. 97-147; R. D. Face, *The Caravan Merchants and the Fairs of Champagne. A Study in the Techniques of Medieval Commerce*, Unpublished Ph. D. Thesis Presented to the University of Wisconsin, 1957.
- (4) Bourquelot, *op. cit.*, vol. I, p. 67.
- (5) M. Bur, 'Remarques sur les plus anciens documents concernant les foires de Champagne,' *Cahiers de l'Association Interuniversitaire de l'Est*, 16, 'Les Villes,' (*Colloque d'Octobre 1970 à Troyes*), Reims, 1972, pp. 53-54.
- (6) *Ibid.*, p. 57.
- (7) M. Bur, *La formation du comté de Champagne (vers 950—vers 1150)*, Nancy, 1977, p. 297; Chapin, *op. cit.*, pièces justificatives, N° 2.
- (8) H. Laurent, 'Choix de documents inédits pour servir à l'histoire de l'expansion commerciale des Pays-Bas en France au Moyen Age (XII^e—XV^e siècle); *Bulletin de la Commission royale d'Histoire*, vol. XCVIII (1934), pp. 345-426, N° 1, '..... ego Teobaudus, Blesensis comes, reddo et imperpetuum concedo feriam sancti Martini hominibus de veteri foro Pruvini, sicut antiquitus esse solebat circumquaque diffusa et collodata de omnibus ministerialibus, excepto hoc quod homines de Arras et de Flandria hospitabuntur in rata illa cum omnibus mercibus suis in qua Gosbertus, filius Augis, et Burdinus dives manere solebant. Hoc autem ea condicione facio quod habeam medietatem preciorum omnium hospitorum et omnes alias consuetudines et redditus meos sicut solebam habere in loco illo de quo feriam istam removo.'
- (9) Bur, *La formation*, pp. 299-300.
- (10) *Ibid.*, p. 298.
- (11) 湿潤 (∞) 積雪[○]
- (12) Bautier, *op. cit.*, p. 117.
- (13) *Ibid.*, p. 117.

- (14) たゞ本上所述アロカトヘのキハ・マルタノの大市やセギンハスの大市は、ソレした競合の過程で脱落してしまひ、結
局「ハヤハペー」の大市」の構成要素いわゆるはさむだらなかつた。それらの大市は、へこに狭小な地方市場の域
お限りに於ては、大抵のものかへたもあつた。

(15) Chapin, *op. cit.*, pp. 10-13, 233-236.

(16) Bautier, *op. cit.*, pp. 103-104.

(17) 論注 (∞) 参照。

(18) R. L. Reynolds, 'Merchants of Arras and the Overland Trade with Genoa Twelfth Century,' *Revue belge de
philologie et d'histoire*, vol. IX (1930), pp. 495-533.

(19) Chapin, *op. cit.*, p. 39.

(20) Laurent, 'Choix de documents', №2, '.....ut mercatores de Hedigh et de Augo in domo illa in utrisque
nundinis, videlicet sancti Johannis et sancti Remigii; pannos et alia que vendere voluerint, sub banno in
perpetuum vendant et alibi vendere non possint.'

(21) Laurent, *Un grand commerce d'exportation*, p. 51.

(22) M. Chiaudano e M. Moresco (ed.), *Il cartolare di Giovanni Scriba*, 2 vols., Torino, 1935. ナシルノ本邦叢書

(23) H. Ammann, 'Die Anfänge des Aktivhandels und der Tuch ein fuhr aus Nordwesteuropa nach dem Mittelmeer-
gebiet,' in *Studi in onore di A. Savori*, vol. I, Milano, 1957, SS. 281-285 und Beilage I, II.

(24) M. W. Hall, H. C. Krueger e R. L. Reynolds (ed.), *Guglielmo Cassinese (1190-1192)*, 2 vols., Torino, 1938.

(25) Huvelin, *op. cit.*, p. 510.

(26) 論譜の多くは、その商業組織、おなじく後述の「大市分離」によって成立したもの。ソレでは諸家の兌解を総合して筆者
なりの解釈を示してもあるが、これはも最終的な整理的なものではなくて、必ずしも現実のものではない。Bourquelot,
「商業組織をもぐる論譜」の論譜書に展開されるべく。Bourquelot, *op. cit.*, vol. I, pp. 75-93; L. Goldschmidt,
'Die Geschäftoperationen auf den Messen der Champagne; Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht', Bd. XI,

(1891), SS. 1-32; Huvelin, *op. cit.*, pp. 506-533; Bassermann, a. a. O., SS. 1-40; Alengry, *op. cit.*, pp. 92-98.

(27) 虫糞田では大市の開始日をやくし、宗教上の祭日を基準にして表示される。たゞローヌ・ルーヴル「トローヌ・ルーヴル」(Huvelin, *op. cit.*, p. 600) がもはい。大市にもう一つは開始日の「起し」なるのがある。年々とに移動する祭日にしたがって開かれてきたためである。これらは理解の便を考慮して現代の暦法で表記しておこた。

(28) 二つ、「守護補佐」又「公証人」については次の文献を参照。 Bourquelot, *op. cit.*, vol. II, pp. 230-233, 250-252; R.-H. Bautier, 'Les registres des foires de Champagne. A propos d'un feuillet récemment découvert', in *Bulletin philologique et historique* (jusqu'à 1715) du Comité des Travaux Historiques et Scientifiques, année 1942 et 1943, Paris, 1945, pp. 158-164.

(29) 契約の真正、確實を保証する大市の公的権威を象徴的にあらわす表現。

(30) ユダヤ人の規定に、市場のアシール asile 的性格を認めている。 cf. Huvelin, *op. cit.*, p. 445.

(31) 以上「巡禮店」については次の文献を参照。 Bourquelot, *op. cit.*, vol. II, pp. 247-250.

(32) 以下「大市守護裁判所」については主に次の文献を参照。 Huvelin, *op. cit.*, pp. 383-435; Laurent, *Un grand commerce d'exportation*, pp. 276-311; Bautier, 'Les foires de Champagne', pp. 121-126.

(33) 大市命令書の送り先はウルメンハイム、ハルツ、マーリエ、マリーン (トトハルツの都)、ローハウス、ケルハ、ローネンブルク等各地にわたっており、大市守護裁判所の活動の広範が窺われる。この大市命令書は一七四年以降連続して残されており、それがはじめての市場慣習法書となる。ハヤハペー川の大市の司法・裁判制度研究のための貴重な史料となる。

(34) たゞヨーロッパの引用する市場慣習法書には次の如きの文言がみられる。 '.....lesqués coutumes [des foires] surmontent toutes autres coutumes de toutes terres.....',comme il soit ainsiut des usages des dictes foires anciens et esprovez seurmontanz touz autres de touz lieus.' (Laurent, *Un grand commerce d'exportation*, p. 284.)

(35) ヨーロッパの説は、ヨーロッパに由来する歴史的背景からみれば、Bautier, 'Les foires de Champagne', pp. 135-144.